

姫路市の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画

平成31年 3月14日

(本計画の性格)

- 1 本計画は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する、現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当するものである。

(本計画の目的)

- 2 本計画は、本市が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札において、中小企業による調達手続への参加を奨励することにより、地域の中小企業の受注機会の増大に努め、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(中小企業の範囲)

- 3 本計画における中小企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

(中小企業による調達手続への参加の奨励)

- 4 本市は、第2項の目的を達成するため、透明かつ公正な競争の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業による調達手続への参加を奨励するものとする。

(中小企業の事業所の所在地等)

- 5 本計画の対象となる中小企業は、本市内に事業所を有するもののうち、姫路市契約事務取扱要綱(昭和62年6月20日制定)第5条に規定する市内業者又は準市内業者の要件を満たすものとする。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年1月1日から施行する。